

ジェネリック医薬品採用による患者様負担減への の当院の取り組みと医薬品安定供給について

当院では以前よりジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に採用しています。薬事審議会において、安全性、有効性、安定供給等総合的な判断のもとにジェネリック医薬品の採用を行ってきました。（令和5年1月時点で後発品使用率 約95%）今後も、患者様の負担が軽減するようなジェネリック医薬品の採用を積極的に行ってまいります。しかし、現在どの医薬品でも供給不足となる可能性があります。供給状況によってはお薬を変更しなければならない場合もあります。変更が必要な場合はご説明しますのでご理解の程お願いいたします。

ジェネリック医薬品とは？

新薬（先発医薬品）の特許や先発権による独占権のなくなった医療用医薬品のコピー商品です。一般に、特許有効期間の約7～15年間程度は、ジェネリック医薬品を製造できません。したがって新薬をはじめ、特許の切れていない医薬品にジェネリック医薬品は存在しませんのでご了承ください。また、負担減の割合は、新規のジェネリック医薬品で3割程度、年数が経過したジェネリック医薬品ではそれ以上の割合の医薬品も存在しますが、先発医薬品の薬価（医薬品の公定価格）も大幅に下がっているため、負担額の差は大きくはありませんので過度な期待は注意が必要です。

疑問な点・お問い合わせは薬剤科までお願いします。

薬剤科

